

第1号訪問事業 重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 新宮市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒647-0041 新宮市野田1番1号
代表者（職名・氏名）	会長 濱前 泰弘
設立年月日	平成17年9月30日
電話番号	0735-21-2760

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	社会福祉法人 新宮市社会福祉協議会	
サービスの種類	第1号訪問事業	
事業所の所在地	〒647-0013 新宮市春日2-12 ふくろくビル2階	
電話番号	0735-21-2941	
指定年月日・事業所番号	平成17年9月30日指定	3062390020
管理者の氏名	筒井 沙世里	
運営の事業の実施地域	新宮市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援・事業対象者の認定を受けた利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、予防訪問介護サービスの提供を目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援等状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業サービスは、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭（せいしき）、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業時間

営業日	月曜日から日曜日まで（年中無休）
営業時間	0：00～24：00 まで

6. 事業所の職員体制

当協議会のホームヘルパーは、介護福祉士、准看護師、ヘルパー養成研修1級課程・2級課程・介護職員初任者研修のいずれかの資格を持っています。

（職員数 常勤ヘルパー8名、非常勤ヘルパー34名）

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	
--------------	--

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は原則として負担割合証に応じた額です。

ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）キャンセル料

第1号訪問事業相当サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

（2）支払い方法

利用料金のお支払いは、口座振替・銀行振込・現金の中からお選び下さい。

（３）第１号訪問事業の利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (１割の場合)
訪問型サービスⅠ (１月につき)	週１回程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援１・２)	１１,７６０円／月	１,１７６円
訪問型サービスⅡ (１月につき)	週２回程度の訪問型サービスが必要とされた者 (要支援１・２)	２３,４９０円／月	２,３４９円
訪問型サービスⅢ (１月につき)	週２回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者 (要支援２)	３７,２７０円／月	３,７２７円

上記の基本利用料が改正された場合は、新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

※ 現行相当であるため、金額の記載を省略しています。

加算の種類	加算の要件等	加 算 額	
		基本利用料	利用者負担 (１割の場合)
初 回 加 算	新規の利用者等にサービス提供した場合	２,０００円	２００円
生活機能向上連携 加算（Ⅰ） (１月につき)	※１	１,０００円	１００円
生活機能向上連携 加算（Ⅱ） (１月につき)	※２	２,０００円	２００円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ※３	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	利用料の２４．５％	

※１・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療連携機関（原則として許可病床数２００床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言（アセスメント・カンファレンス）を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成（変更）すること

・当該理学療法士・作業療法士・言語療法士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又は ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと

※２ 現行の訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数２００床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合

※３ 介護職員等処遇改善加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名	() ()
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	() () ()

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び新宮市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情・相談・虐待防止窓口（毎週月曜日～日曜日 8：30～17：15）

（1）サービス提供に関する苦情や相談等は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所苦情・相談窓口	電話番号 0735 - 21 - 2941（新宮市社会福祉協議会） 管理者 筒井 沙世里
------------	---

（2）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	新宮市健康長寿課	電話番号 0735 - 23 - 3333
	福祉サービス運営適正化委員会	電話番号 0734 - 35 - 5222
	和歌山県国民健康保険団体連合会	電話番号 0734 - 27 - 4662
	紀南介護保険広域連合【三重県在住の方】	電話番号 0597 - 89 - 6001

12. 第三者評価の実施状況

実施の有無：無

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- （1）サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
- ①医療行為及び医療補助行為
 - ②各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③利用者以外の他の家族の方に対する食事の準備 など
- （2）訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- （3）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。